



## 町営斎場建替事業適地検討委員会の結果をお知らせします

町営斎場建替事業適地検討委員会について、第5回検討委員会が12月8日（木）余市町役場で開催され、各委員から出された意見を集約し、町に報告しました。

- ① 新斎場について
  - ・斎場の建て替えは、早期に行うべき。
- ② 候補地について
  - ・適地を現計画地（梅川）と都市公園予定地に絞ったが、これらの候補地には様々な課題がある。
  - ・現斎場での建て替えは技術的に不可能でないが、工期及び予算が大幅に超過することが見込まれる。
  - ・都市公園予定地は、津波・洪水などの防災対策、元ゴミ捨て場だったこと、居住地からの近いことなどの懸念がある。
  - ・いずれの候補地でも事業を進めるためには、住民の理解と合意を得る取組みが必要である。
- ③ その他
  - ・本検討委員会を再編成し、継続開催することを希望する。
  - ・本検討委員会は2回開催された町民説明会を受けて設置されているので、検討結果を町民に報告することを希望する。
  - ・7か所のうちの3か所の民有地及び他の可能性のある民有地について、町有地同等に確認を希望する。
  - ・斎場に公園を併設し、将来地域の文化施設となるよう希望する。
  - ・今後の公共施設の計画においては、町民の意見を十分に反映させることを希望する。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



## 固定資産税（償却資産）の申告をお願いします

【申告・申請期限1月31日（火）】

個人または法人で確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を、令和5年1月1日現在所有されている場合は、令和5年度分の固定資産税（償却資産）の申告が必要です。今年度資産を有し申告された方には、昨年12月に申告用紙を送付しています。

新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

なお、令和4年中に取得し要件を満たす事業用の資産について、次の特例を受けられる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。課税グループまでお問い合わせください。

### ◎特例の種類

#### ①生産性向上設備等に係る課税標準の特例

中小企業等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した家屋・償却資産について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税の課税標準がゼロとなります。

#### ②過疎地域における固定資産税の課税免除の特例

余市町過疎地域持続的発展市町村計画により、過疎地域内の産業の振興を図るため取得等した家屋・償却資産・土地について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税が課税免除となります。

##### ・対象業種

製造業、情報サービス業等（令和3年4月1日以降、取得した場合に限る）、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）

#### ③半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税の特例

産業の振興を図るため取得した家屋・償却資産・土地について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税が不均一課税となります。

##### ・対象業種

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）

#### ④地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）

例：高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された賃貸住宅について、新たに課税されることとなった年度から5年度分、固定資産税が3分の2減額されます。

その他わがまち特例の対象となる資産については、町ホームページの余市町わがまち特例一覧表からご覧ください。

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115